## 新規就農・移住定住の支援制度

番号	支援補助名	補助内容	補助額及び採択要件	補助金交付の条件
1	移住支援補助金	本市に移住し、農業の研修又は新規就農(独立)を行う者に対する支援。	40万円 (夫婦で移住の場合は50 万円) 農業次世代人材投資事業(準備型又は経営門 がらの移住者(就農予定年齢が45歳未満の者	住し3年以上農業研修
2		①本市に移住し農業次世代人材投資事業 (準備型)の受給者に対する生活支援。	5万円/月 (準備型の受給期間:最 長2年) 本市へ移住し農業次世代人材投資事業準備型)を受給し、市内で農業研修を受ける者。(原 農予定年齢が45歳未満の者)	受給者は、支援金受 給期間の1.5倍の期間 市内に居住し就農・研 一修すること。最低2年以
		②移住者以外の市民で農業次世代人材投資 事業(準備型)の受給者に対する生活支援	移住者以外の市民で、農業次世代人材投資3万円/月 (準備型の受給期間:最	上。(農の雇用の場合は、研修期間終了後の就農年数とする) ①②③のいずれか1回
		③農の雇用による研修を受る者に対する生活 支援	2万円/月(農の雇用による研修期間:最長2年) 本市への移住者又は市民で農の雇用事業にる研修期間:最長2年) 本市への移住者又は市民で農の雇用事業にる研修を受ける者。(就農予定年齢が45歳未済の者)	とし、重複し受けること
3	機械施設整備補助金	農業次世代人材投資事業(経営開始型)の受給者が機械施設を導入する場合の経費に対する支援。 (国・県の補助事業に該当しない機械・設備等で1件20万円以上のもの。)	②トラクター(2分の1で上限50万円) ③管理機(2分の1で20万円が上限) ④収穫・出荷用等機械(2分の1以内で20万円が上限)	補助金交付年度終了後、機械施設の耐用 年数若しくは3年以上 のいずれか長い期間 市内に居住し就農する こと。
4	農地等賃借支 援補助金	農地賃借料に対する支援。5年以上の賃貸借 契約のもの。	農業次世代人材投資事業(経営開始型)の受給者に対し農地賃借料の分の1助成。限度額30万円/年で3年間補助。 経営開始型の受給期間に追加契約した場合は、既存に交付されている分を含め総額90万円以内で3年間補助。	2 補助金交付期間終了 後、3年以上市内に居 住し就農すること。
5	家賃支援補助金		賃貸借住宅家賃の1/2又は月額3万円のいずれか低い額を助成。3年間。ただし、2親等以内の親族が保有する住居への居住は除く。	補助金の交付期間終 了後、3年以上市内に 居住し農業研修及び 就農すること。
6	研修生受入農 家支援補助金	研修生を受け入れる農家への支援	農業次世代人材投資事業(準備型)の給付対象者の研修受入農家に対し、研修生1名を受け入れた場合1万円/月支援。研修生2名を受け入れた場合1.5万円/月、研修生3名以上を受け入れた場合2万円/月。	返還条件等は、設けない。